

# 中心市街地の活性化に関するガイドライン

平成19年7月

香 川 県

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>策定にあたって</b>	．．．．．	<b>P 1</b>
<b>第 2</b>	<b>本県の現状と中心市街地活性化の意義及び必要性</b>	．．．．	<b>P 2</b>
<b>第 3</b>	<b>望まれる中心市街地のあり方</b>	．．．．．	<b>P 5</b>
	1 中心市街地の定義		
	2 中心市街地のあり方		
<b>第 4</b>	<b>中心市街地活性化に向けた協働体制の確立</b>	．．．．．	<b>P 9</b>
	1 様々な主体の参加と役割		
	2 県と市町の役割分担		
	( 1 ) 市町の役割		
	( 2 ) 県の役割		
<b>第 5</b>	<b>具体的な施策の展開</b>	．．．．．	<b>P 13</b>
	1 施策の方向性		
	2 具体的支援策メニュー		

## 第1 策定にあたって

近年、モータリゼーションの進展や道路網の整備等に伴い、都市機能が郊外へ拡散する一方で、中心部における商業機能は生活者（消費者）のニーズに十分な対応ができず、中心市街地の衰退、空洞化が顕著な状況となっています。さらに、中心市街地が持っていた「コミュニティ」としての魅力も低下し、にぎわいや交流の機会、場の喪失につながっています。

このような中、いわゆる「まちづくり三法」（都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）の見直しが行われ、平成18年5月に中心市街地活性化法と都市計画法が改正されました。

今回の法改正は、これまでの中心市街地活性化施策が商業活性化に偏った取組となっており、都市機能集約の視点が欠如していた等の指摘を受けて、中心市街地の衰退を都市構造の問題として捉え、都市機能の集約と中心市街地のにぎわい回復の一体的な推進を目指すものとなっています。

本県においても、消費者の購買行動の変化、今後長期的に継続すると予測される人口減少や高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、中心部の居住人口が減少するとともに、事業所や公共施設等の郊外立地が進み、中心市街地の空洞化が深刻な問題となりつつあります。

また、ここ数年、他県にも増して大規模小売店舗の郊外出店が増加する一方で、中心部においては販売品目の偏りや駐車場等の不足、後継者問題や賃料の高止まりなどさまざまな要因により、中心市街地の商業機能が低下するといった状況が見られ、地域商業の衰退が問題となっています。

このため県では、昨年7月に「香川県広域まちづくり商業振興検討委員会」を設置し、本県の実情や県民及び事業者へのアンケート調査結果等を踏まえ、中心市街地の活性化策と今後の大規模小売店舗の立地のあり方について、幅広く検討を行ってきました。

そして、広域的観点から県として目指すべき中心市街地のあり方や基本的な方向性及び市町との役割分担を明確にする必要があること、さらには大規模小売店舗の立地誘導や地域貢献の必要性についてのご提言を検討委員会からいただいたところです。

県では、中心市街地の活性化を図ること及び大規模小売店舗の適正立地と地域づくりの推進を目的として、「中心市街地の活性化に関するガイドライン」及び「大規模小売店舗の立地に関するガイドライン」を策定しました。

このうち、「中心市街地の活性化に関するガイドライン」は、中心市街地活性化に対する県の基本的な考え方を示すものです。

## 第2 本県の現状と中心市街地活性化の意義及び必要性

これまでの長い歴史の中で、中心市街地は、居住機能、公共公益機能、業務・商業機能など様々な都市機能が集積された「まちの顔」として地域の発展の中心的な役割を果たし、生活する人々に多大な便益やコミュニティとしての魅力、交流の場等を提供してきました。

しかし、戦後の一貫した人口増加や地価高騰などの理由により、郊外居住が進むとともに、病院や学校等の公共公益施設、大型商業施設といった大規模な集客施設の郊外立地が進み、都市機能が拡散する結果となってしまいました。モータリゼーションの進展ともあいまって、その状況は今なお続いています。

また、中心市街地の活性化に大きな役割を果たしていた商業機能についても、消費者ニーズに十分な対応ができず、商業空間としての魅力を失う一方で、商業者の高齢化や後継者不足といった問題が加わり、空き店舗や未利用地が著しく増加し、都市の効率的活用からはかけ離れた状況にあります。

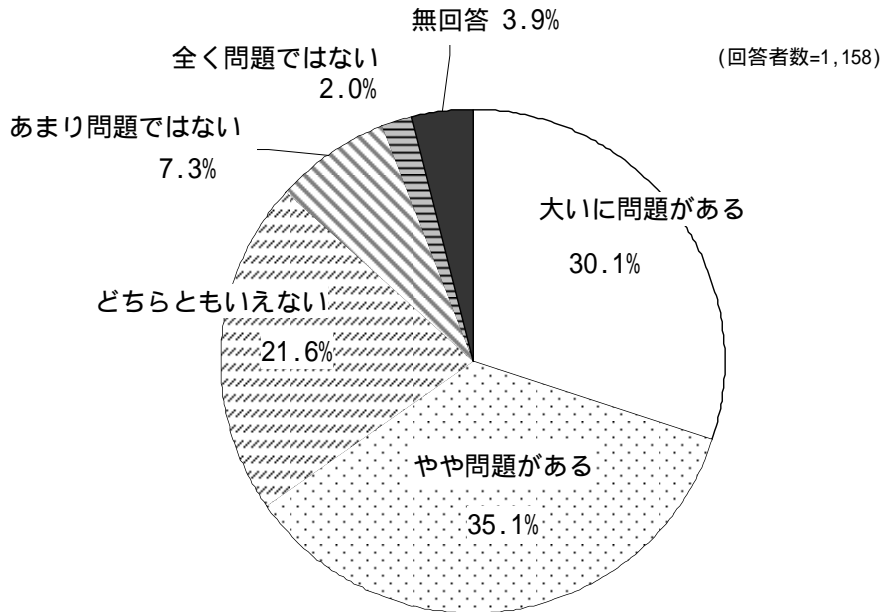
これら都市機能の拡散や中心市街地における商業機能の低下に起因して、中心市街地の衰退は急速に進み、今、にぎわいのある「まちの顔」が失われつつあります。

今後の人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展は、人間関係や社会生活の変化、文化・伝統の継承問題、行政コストとその効率性などあらゆる面で影響を及ぼすと考えられます。これまでの人口増加を前提とした都市構造ではなく、人口減少と高齢社会を見据えたまちづくりを実現するために、今までの取組を根本的に考え直す必要があります。

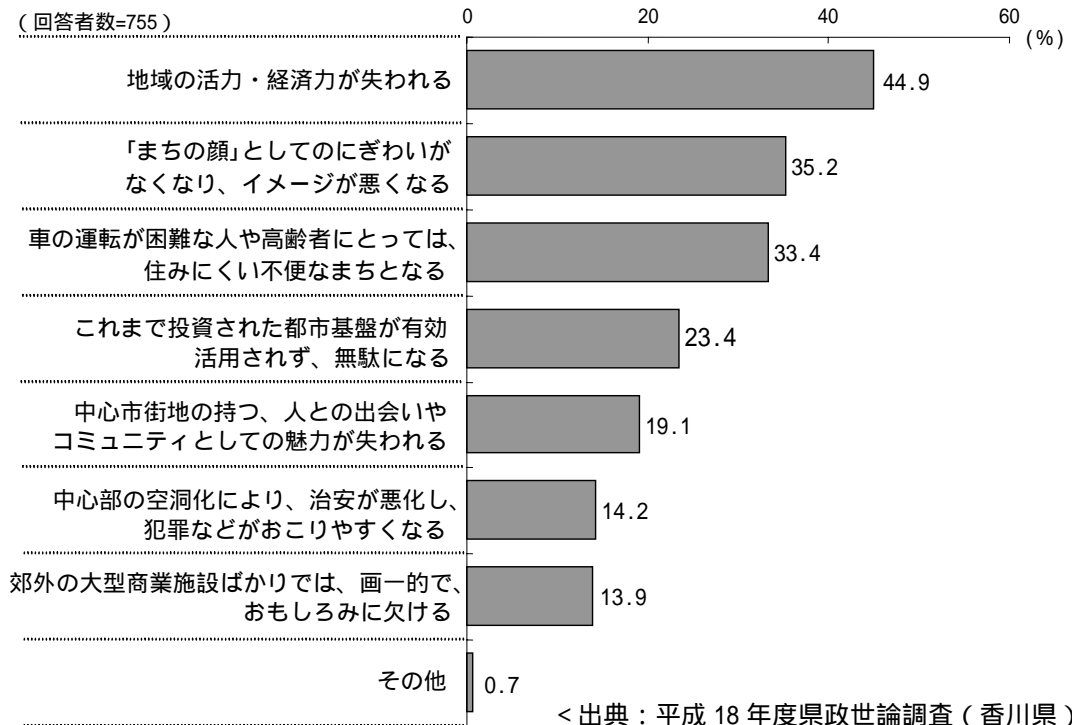
特に近年、人間関係の希薄化や帰属意識の低下が問題となっており、これからの地域社会においては、連帯感や共同意識、信頼関係といったコミュニティ性がより一層重視されると考えられます。中心市街地における地域コミュニティの維持・向上は、人間らしい温かい生活を実現する上で極めて重要であり、今後は商業に限らず、文化、介護、保育、さらには教育、環境等様々な分野を含んだ地域づくりという観点からの取組が必要です。

平成18年度に県が実施した『県政世論調査』（回答率38.6%、有効回収数1,158）では、回答者の65.2%が「今後、中心市街地の衰退、空洞化が進むことは問題がある」と回答しており、中心市街地の活性化に向けた取組が求められていることが明確となりました。

【中心市街地の衰退、空洞化が進むことへの問題意識】



【中心市街地の衰退、空洞化が進むことへの問題点】



中心市街地を活性化する意義は、以下の点にあります。

居住、公共公益、業務・商業、交通など都市機能が集積し、まとまったサービスが提供されることにより、生活者に便益がもたらされるとともに、まちづくりの観点からは、求心力を持った中枢拠点として、地域全体の発展に重要な役割を果たすことが期待できる。

従来から整備されてきた都市基盤施設を活かすことにより、新たな社会負担を伴うことなく、効率的な資本投下が可能となる。

公共交通機関の結節点に都市機能を集積させることで、人の交流が促されたり、物流の拠点性が強化され、地域経済の活性化、文化交流の促進等につながる。

地域コミュニティを再生することにより、コミュニケーションの場や機会が与えられるとともに、地域住民と来街者の相互交流の中で多様な価値観が創造され、まちの快適性や利便性の向上、ひいてはまち全体の魅力向上につながる。

「まち」を生活の場と捉え、その中心部ににぎわいを取り戻すことにより、人々の生活が豊かになります。中心市街地の活性化は、人々の日々の暮らしに直接関わる極めて重要な課題と言えます。

今後の人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展を見据えたとき、子どもや高齢者も含めた誰もが暮らしやすいまちづくり、にぎわいのある「まちの顔」の再生を進めることが求められています。

また、持続的に発展しうる社会といった観点から、行政コスト、環境保全、周辺地域への影響その他さまざまな問題を考慮に入れつつ、地域全体のあり方に関わるものとして中心市街地の活性化を総合的に推進していかなければなりません。

### 第3 望まれる中心市街地のあり方

#### 1 中心市街地の定義

中心市街地の定義については、中心市街地活性化法（平成10年法律第92号）第2条において規定されているところですが、本県においては、おおむね以下の要件に該当する地域を中心市街地とします。

既に都市機能（居住機能、公共公益機能、業務・商業機能等）が相当程度集積されており、かつ、今後も都市機能の集積が見込まれること。

すなわち、市町内の他の地域に比して、相当程度の事業所、小売商業店舗、公共公益施設等が集中しており、今後一層の集積が見込まれること。

相当程度の人口が当該区域に居住すること、又は相当程度の集中が今後見込まれること。

及び の集積を可能とする都市基盤施設が既に整備されており、また、都市基盤施設の有効活用や重点整備が今後も図られる区域であること。

複数の公共交通機関の結節点であること。

歴史、文化、経済等の分野において、これまで拠点的作用を果たしてきた区域であり、今後も拠点性の維持が可能であること。

ただし、上記要件に該当する中心市街地をすべて一括りにするのではなく、その役割に応じて、以下の2つに区分して考える必要があります。

#### 広域拠点となるべき中心市街地

県全体あるいは県域を超えた広域の中で、求心力を持って中心的な役割を果たす中心市街地。すなわち、道州制への移行も視野に入れながら、居住機能、公共公益機能、業務・商業機能をはじめとする様々な都市機能がより高次に集積されている中心市街地です。具体的には、高松市における中心市街地がこの役割を担っていくものと考えられます。

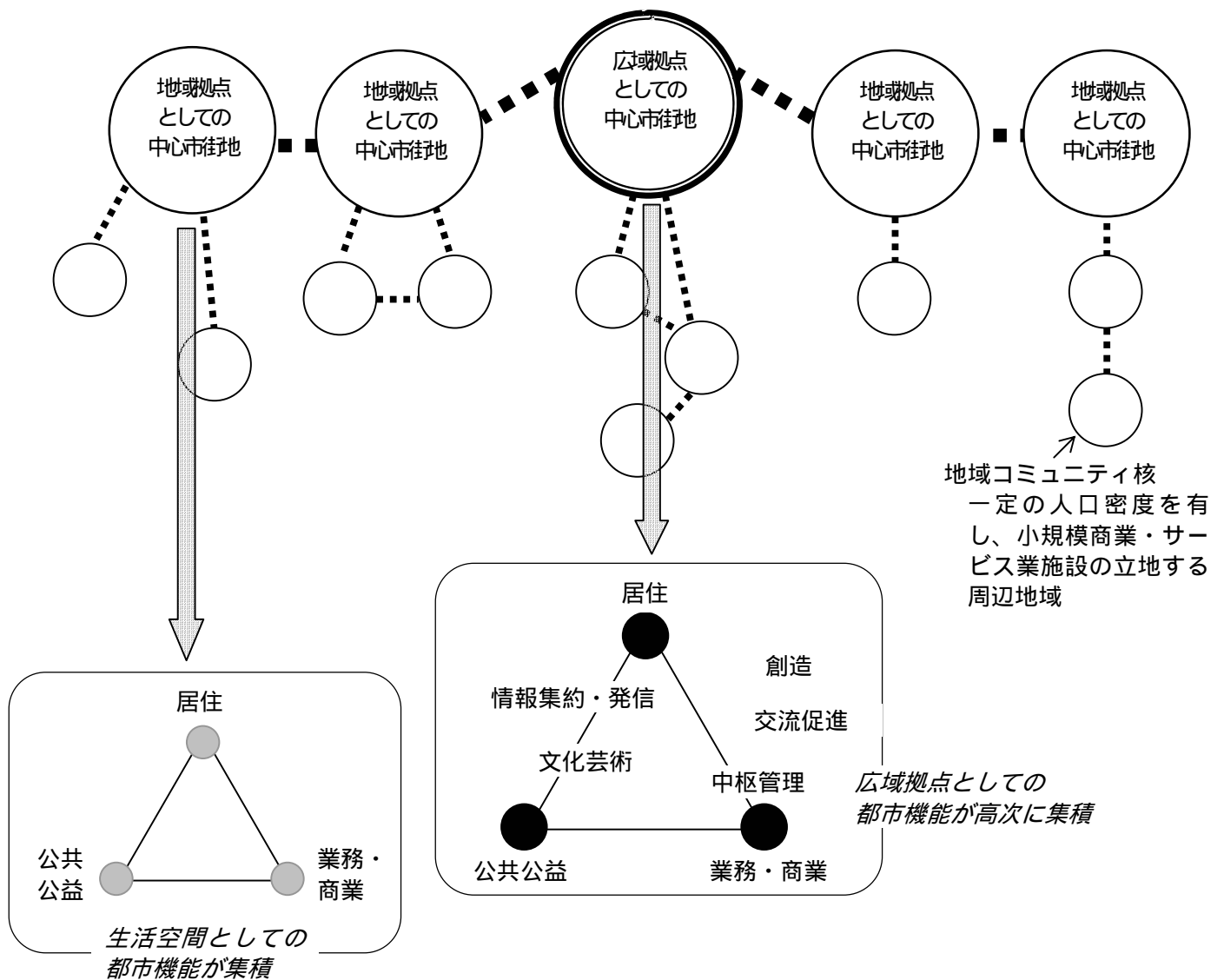
#### 地域拠点としての中心市街地

複数の都市機能が集積し、インフラ等の都市基盤が整備され、地域コミュニティの中心となる中心市街地。地域ニーズに応じて利便性を高め、活性化を図るために、そこに暮らす人々がどういうまちづくりを望んでいるかを的確に把握しなければなりません。

## 2 中心市街地のあり方

中心市街地の活性化は、地域が主体となって行われるべきものですが、それぞれの中心市街地が持つ意義を認識した上で、周辺地域すなわち中心市街地に準ずる程度の都市機能集積を有する地域であって、中心市街地と公共交通機関のネットワークで結ばれた周辺地域（コミュニティ核）との関係についても考慮に入れながら、具体的に区域を定める必要があります。

【イメージ図】





中心市街地の活性化の目標設定については、中心市街地それぞれの特性に応じて、以下の点に留意することが求められます。

#### 広域拠点となるべき中心市街地

既存の都市機能集積を活かしつつ、さらに都市機能の集積を高めることにより、地域経済社会の広域的な中枢拠点となること。

文化芸術活動の振興拠点として各種の情報発信を行ったり、交流人口の増大が見込まれる広域的な集客施設を整備するなど、広範囲に社会、文化、経済活動が行われるよう都市機能の強化を図ること。

公共交通ネットワークを体系的に整備することにより、広域的な交通機能の強化を図ること。

#### 地域拠点としての中心市街地

拡散した都市機能の再集積、維持を図ることにより、地域の生活拠点となること。

地域コミュニティ性、生活者の視点をより一層重視し、そこに暮らす人々がどういうまちづくりを望んでいるかを的確に把握した上で、明確なビジョンを持って活性化を図ること。

中枢拠点及び周辺地域との適切な機能分担も考慮に入れながら、公共交通機能を活かした連携を図ること。

それぞれの中心市街地は、隣接する中心市街地及び周辺地域との連携を図ることにより拠点性を一層強化し、地域全体の活性化を図っていかねばなりません。

しかし、当然ながら中心市街地の活性化は、都市機能や人の「集積」そのものが目的ではなく、人口減少・高齢社会に対応した誰もが暮らしやすく持続可能なまちづくり、「まちの顔」ともいうべき中心部ににぎわい回復、そして地域の伝統や歴史、文化といった地域特性を活かした地域コミュニティの再生こそがその目的であり、目指すべき基本的な方向性です。

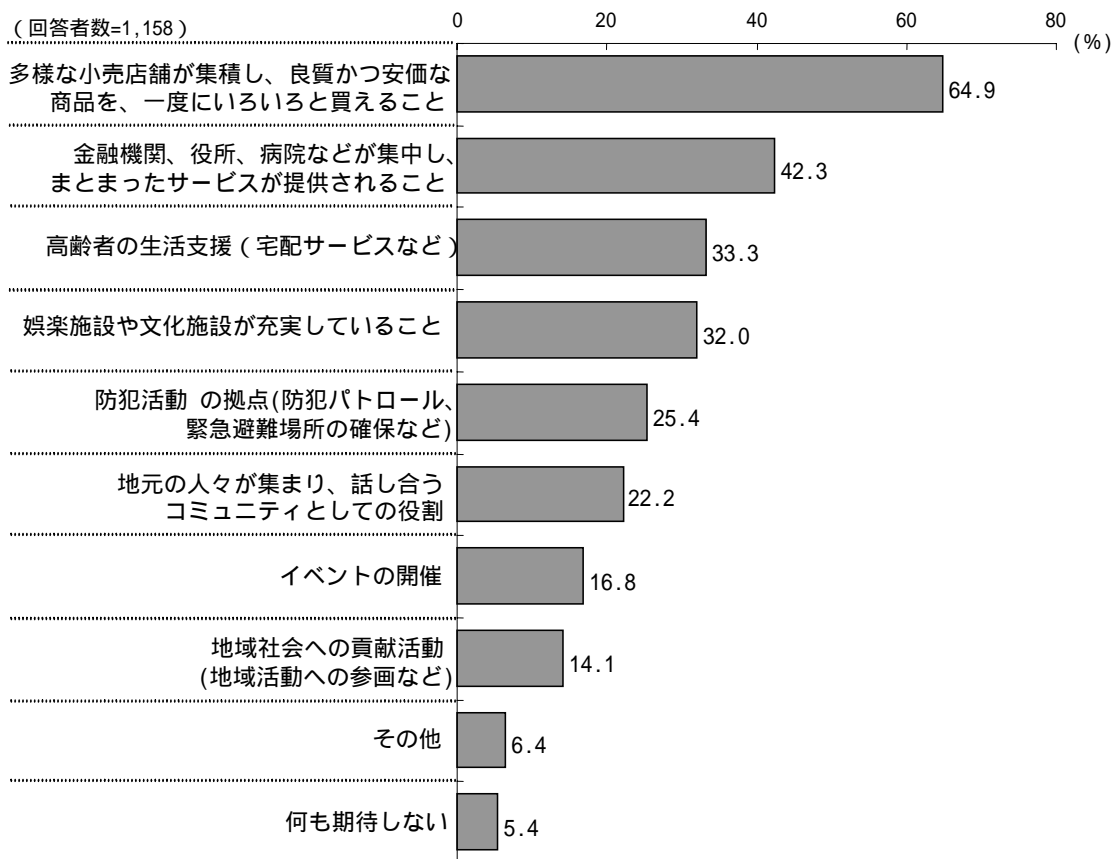
特に、地域コミュニティは、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識、信頼関係に基づき、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていくことに繋がるものであり、地域コミュニティの再生なくして、地域の発展は望めません。

『県政世論調査』の結果を見ると、中心市街地に県民が期待することとしては、「多様な小売店舗が集積し、良質かつ安価な商品を一度にいろいろと買えること」が最も多く挙げられており、次いで「金融機関、役所、病院などが集中し、まとまったサービスが提供されること」、「高齢者の生活支援(宅配サービスなど)」等が続いています。

県民が、中心市街地における商業機能の強化と並んで、その他の都市機能集積に伴う利便性の向上や今後の高齢社会を見据えた新たな付加価値の導入を期待していることが明らかとなっています。

これらを地域の視点でさらに細かく捉え、それぞれの中心市街地の役割に応じて、目指すべき方向性を具体化していくことが求められます。

### 【中心市街地に期待すること】



< 出典：平成18年度県政世論調査(香川県) >

## 第4 中心市街地活性化に向けた協働体制の確立

### 1 様々な主体の参加と役割

これまでの中心市街地活性化に向けた取組は、活動主体（主に商業者）、消費者（地域住民）、行政という3者それぞれの活動の方向性及びニーズが合致していなかったために、効果的なものとはなりませんでした。

今後は、望ましいまちづくりに向けて地域全体で取り組んでいかなければなりません。商業機能だけでなく、さまざまな都市機能の集約を図るため、多様な主体がそれぞれの役割に応じて積極的、主体的に活動するとともに、まちづくりの方向性を見定め、それぞれの取組を連携させることが重要です。

まず、中心市街地の重要な機能の一つである商業機能を担う商業者は、消費者ニーズの把握と対応、魅力ある商店づくりを怠ってはなりません。いかにアーケードや街路灯などの施設が整備され、イベント事業が展開されようとも、商業の活性化が図られなければ地域活力の向上にはつながりません。

また、中心市街地に所在する店舗を単に個人財産と考え、廃業等によりシャッターを下ろしたままにするのではなく、中心市街地が「まちの顔」となるべき公共的空間であることを十分に認識し、連続した商業集積が形成されるよう、時としてテナントの誘致や店舗売却等を積極的に検討する必要があります。

さらに、中心市街地活性化に向けた取組を効果的に実施できるよう、商店街組織を強化することも求められます。地権者及びテナント双方が相互理解の下に、協力しつつ事業を展開することで、中心市街地をより魅力的なものとすることができます。商店街組織の活動としては、営利を追求する集団としての活動以外に、関係者間の調整や地域コミュニティを意識した活動が期待されています。

商業者以外の事業者やNPOその他の団体、学生等は、中心市街地への都市機能集積を意識した新たな視点の導入、中心市街地に求められる事業の創出や推進を図るとともに、地域活動への参画を通じて地域コミュニティ形成の一端を担うことが必要です。

また、文化・伝統その他の地域資源を活かすことや、商店街内の空き店舗活用など商業者と協力しつつ事業や活動を展開することも有効です。

一方、地域住民もまた、まちづくりの重要な一員です。中心市街地活性化の流れを大きく方向付けるのは地域住民の意見であり、自分達にとって望ましく、後世に残すにふさわしい「まちの顔」とはどのようなものか、これからの社会にどのようなことを望むかなど生活者（消費者）としての要求を真摯に伝えるとともに、共に行動することが求められています。

事業者や事業者の側にも地域住民の側にも「自分たちのまちづくりを自分たちの手で行う」という意識が必要です。まずは、事業者や地権者、地域住民などの多様な主体が、当事者意識を持って活発に議論を行い、合意形成とその具体化を図っていく必要があります。

その中で、例えばテナント賃料の引き下げや業種・業態の見直し、散在する空きビルや空き店舗の連携利用、地域活動への協力など、「まち」のために何ができるのかについて考え、提案し、それを実行することが求められています。まち全体の利益を考えてとった行動は、最終的には個々の利益につながります。

行政は、地域住民や関係機関の意見を集約してまちづくりの方向性を明らかにするとともに、多様な主体の取組を連携させ、整合性を図る役割を担っています。これまで合致していなかった事業者（商業者）の活動と地域住民の要求も、行政が両者の間で調整を図っていかなければなりません。そして、地域の主体的な取組に対しては、適切に支援できるような体制づくりや支援制度の拡充が求められます。

さらに、関係者間で問題意識を共有することが重要であり、中心市街地の現状や中心市街地活性化に向けた取組を広く知らせるなど情報発信、情報提供を行うことにより、中心市街地活性化の重要性を地域住民や事業者その他の関係者に認識してもらうことが必要です。

また、都市機能の集積は率先して実施しなければならず、公共施設の整備や公共交通機関の整備にあたっては、庁内での情報交換や連携を密にし、中心市街地活性化の方向性から外れることがないよう留意しなければなりません。

これら行政の役割の中で、県と市町は相互に役割分担し、連携・協力しながら中心市街地活性化に向けた施策を展開していく必要があります。

## 2 県と市町の役割分担

まちづくりや中心市街地の活性化には、地域で生活する人々の積極的な参加や理解ある協働が必要不可欠であり、まずは市町とそこに暮らす人々が連携・協力して、主体的に行動しなければなりません。市町は、地域住民及び地域に関わる人々の意見や活動を集約しつつ、施策を推進していく必要があります。他方、県には広域的な観点から担うべき役割があります。

県と市町の役割分担は、以下のようなものであると考えます。

### (1) 市町の役割

市町は、まちづくりの主体です。中心市街地活性化に取り組む市町は、まちづくりの具体的な方向性を明確にした上で、住民や関係機関と連携協働して、主体的、積極的に取り組まなければなりません。

具体的には、中心市街地活性化法に規定される基本計画又はそれに準ずる計画を策定することにより、中心市街地の区域を明示し、具体的に目標を設定することが求められます。

改正前の中心市街地活性化法に基づき基本計画を策定していた市町にあっては、当該計画を放置するのではなく、時宜に応じて見直しや変更を行うことにより、積極的に中心市街地の活性化に取り組むことが望まれます。

なお、基本計画又はそれに準ずる計画は、市町における総合計画や都市計画、マスタープラン等との整合性が保たれている必要があります。

市町は、地域の実情にあった施策を具体的に検討しなければなりません。既存ストックの有効活用や地域の特性に留意しつつ、中心市街地の活性化がより実効性をもって推進されるような施策が求められます。また、一方で、無秩序な土地利用を制限し、郊外開発を抑制するなど都市機能の適正立地についても一体的に推進しなければなりません。

住民や関係機関の意見が速やかに反映され、連携協働が円滑に進むような体制づくりが必要です。

そのためには、中心市街地活性化法で規定される、多様な民間主体の参画を得た中心市街地活性化協議会が組織されることが望ましいです。なお、改正前の中心市街地活性化法に基づき組織されていた従来のTMO（まちづくり機関）についても、より多くの主体を取り込みつつ、これまでの実践や経験を活かしながら発展的に活動を継続することが望まれます。

市町は、中心市街地活性化に向けた施策をより効果的に実施するため、数値データの収集や現地調査により、中心市街地の状況の的確な把握に努めなければなりません。具体的には、中心市街地における居住人口の把握、空き店舗調査や通行量調査の定期的実施、商業統計等を利用した商店数、年間小売販売額等の把握などです。

## (2) 県の役割

県は、広域的な観点から、中心市街地活性化の方向性や望まれる中心市街地のあり方を明確にする役割を担っています。また、それらについては、県内の中心市街地の状況や県民の意向等を十分に把握し、適宜見直しを行います。

県は、市町の取組を尊重しつつ、法改正や国の施策を十分に反映できるよう、市町に対して効果的な助言その他の協力を行います。

また、中心市街地活性化協議会等については、参加要請に応じて積極的にこれに参加し、広域的な観点からの見解を述べます。

中心市街地活性化に対して積極的に取り組む市町及び地域住民の活動に対しては、国及び市町の施策とあわせて、効果的に中心市街地の活性化が推進されるよう支援を行います。

中心市街地の活性化にあたっては、都市機能にかかわるさまざまな施策を総合的かつ一体的に推進する必要があることから、庁内の横断的つながりを強化し、情報を共有しながら、支援施策の連携を図ります。

中心市街地活性化法に規定されている施策のうち県が直接関与する施策、例えば大規模小売店舗立地法特例区域の設定等については、まちづくりに対する市町の方針を尊重しつつ、適切な運用を行います。

市町域を超えて影響を及ぼす諸問題については、関係市町からの意見聴取を行うとともに、広域的な観点から、適切に対応します。

大規模小売店舗の適正立地のあり方や地域貢献について、改正都市計画法を適切に運用するとともに、「大規模小売店舗の立地に関するガイドライン」を策定し、地域づくりに取り組みます。

市町が地域の個性を活かしたまちづくりを行うために中心市街地活性化に向けた明確な方向性を示し、県がそれらの施策を効果的に支援したり、広域的な観点からの調整を図ることによって、中心市街地活性化施策をより強力に推進することが可能となります。

中心市街地の活性化は、商業施策のみで進められるものではなく、居住、公共公益、交通といったさまざまな側面から総合的に施策を進めていく必要があります。そのためにも、県と市町がその役割を再確認し、中心市街地活性化という課題に対して、それぞれの役割に応じた責務を果たすことが重要です。そして、行政組織内部及び県と市町相互の間で連携を密にして、体系的に取り組んでいかなければなりません。

## 第5 具体的な施策の展開

### 1 施策の方向性

中心市街地の活性化にあたっては、基本的には次のような方向を目指します。

誰もが暮らしやすく、持続可能なまちづくりの推進

人口減少・高齢社会に対応するため、高齢者を含めた多くの人にとっての生活利便性の確保や行政コストの抑制、環境保全、更には持続可能な地域経営の観点から、誰もが暮らしやすく、持続可能なまちづくりの推進

まちのにぎわい回復

県民が求める、誰もが住みたくなる（訪れたくなる）まちづくりを目指して、地域を特徴づけ、「まちの顔」となっているまちの中心部のにぎわい回復

地域コミュニティの再生・維持

地域住民や来訪者にとっての快適性や利便性の向上、ひいてはまち全体の魅力を向上させるため、地域コミュニティの再生・維持

まずは、行政内部において中心市街地活性化の方向性を再確認し、意思統一・施策連携を図る必要があります。そのため、県では関係部局の連携を強化し、機動的な体制づくりを実施します。

市町においても中心市街地活性化に向けた内部組織、さらに地域住民や事業者、関係団体などの意見を集約し、幅広い主体の取組を連携させるための体制づくりが求められます。

中心市街地の活性化は、既に蓄積されてきた歴史的・文化的資源、都市基盤施設等を活かしつつ、地域の創意工夫を加えながら多様な主体の参画を得て推進されるべきものです。したがって、具体的な施策は、それぞれの地域の実情に応じて検討されるものですが、地域全体での取組を促進し、中心市街地活性化をより効果的に進めるために、以下の点に注意を要します。

まちの中核的な機能である商業機能を維持することは、中心市街地を活性化し、にぎわいを創出する上で非常に重要ですが、商業に対する取組だけでは不十分であり、居住、公共公益、交通といった様々な角度から施策を進める必要があります。

街なか居住の推進や、街なかでのアクセシビリティを確保する公共交通ネットワークの構築については、積極的に取り組む必要があります。

また、快適な社会環境を整備するため、防犯の側面から安全・安心なまちづくりといった観点も重要です。

今後、人口が減少し、高齢化が一層進展するにあたり、まちづくりを進めるための基盤となる、多様な主体が参画した地域コミュニティを維持・再生する取組に対して幅広い支援を検討しなければなりません。

商業者においては、これまでのところ、生活者（消費者）や地域のニーズに対する取組が十分ではありませんでした。商業機能については、生活者（消費者）の視点を欠いてはならず、中小商業者が消費者ニーズを的確に把握し、必要な対策を検討して実行に移せるための側面的な支援が必要です。

今後人口が減少し、高齢化が進む中で、地域経済の活性化や福祉、教育、環境問題、防犯・防災対策といった様々な課題に対処するためには、多様な主体の参画・協働の下に、真に豊かな地域コミュニティの構築に向けて、地域全体で取り組むことが必要です。これまでのように商業を重視した支援施策に偏るのではなく、地域のさまざまな取組の連携促進とその支援、すなわち地域づくりのための施策を考えなければなりません。



## 2 具体的支援策メニュー

中心市街地活性化に向けた取組を実施する場合には、それぞれの内容に応じて、現行の国、県の補助制度や市町の独自の制度等を活用することができます。

主な現行の支援施策は、17～23ページに記載しています。また、以下に示す 現行施策 - は、取組に応じて活用可能な施策を、17ページ以下の施策メニューの番号で表しています。

### ア まちのにぎわい回復に対する支援

- ・市街地の整備改善支援 現行施策 - 、 -  
安心・安全かつ快適な市街地の整備や中心市街地の都市機能を向上させる施設等の整備に対する支援
- ・空き店舗、空きオフィス再生支援 現行施策 - 、 -  
都市の既存ストックの有効活用を図るため、中心市街地の空き店舗、空きオフィスの用途転換に対する支援
- ・街なか居住支援 現行施策 - 、 -  
街なか居住のための施設整備や良好な居住環境整備等に対する支援
- ・多様な主体の活動促進、支援 現行施策 -  
市町、商業者、地権者、地域住民、ボランティア団体などの多様なまちづくりの主体による、まちのにぎわい回復のための積極的かつ効果的な取組に対する幅広い支援
- ・交通体系の整備 現行施策 - 、 - 、 -  
一定数の駐車場、駐輪場を確保する一方で、パークアンドライドの導入促進、公共交通機関の利便性向上
- ・交流人口増加のための取組支援 現行施策 - 、 -  
観光資源の発掘、歴史・文化等の地域資源を活かした取組に対する支援

### イ 地域コミュニティ再生に寄与する活動の連携促進、支援

- ・住民の意識醸成 現行施策 -  
フォーラム等の開催により、まちづくりに向けた住民の意識を醸成
- ・関係者の連携及び地域づくりの取組促進 現行施策 - 、 -  
これまで主に地域の商業者が担ってきたコミュニティ活動を地域全体の取組として広げていくため、協議の場を設置するなどにより市町、商業者、住民その他関係者の相互連携を強化し、地域づくりの取組を促進

- ・コミュニティビジネス創出支援 現行施策 - 、 - 、 -  
 今後の高齢社会等に対応する新たな商業・サービス業を確保するためのコミュニティビジネスの創出支援、促進

ウ 地域経済の活性化、生活者の視点に立ったまちづくりに向けた施策

- ・商業者の意識改革 現行施策 -  
 (独)中小企業基盤整備機構が実施する中心市街地商業活性化アドバイザー等派遣事業などを  
 利用した商業者への個別指導、経営革新のための支援、一店逸品運動やプロジェクト商品の  
 開発など商業者が団体で販売促進活動を行う場合の指導・助言
- ・空き店舗対策 現行施策 - 、 -  
 連続した商業集積を確保するための、空き店舗の改装、店舗移転費用に対する助成等
- ・新規創業支援 現行施策 - 、 - 、 -  
 空き店舗等に速やかに新規出店を促す創業支援施策

現行の中心市街地活性化に向けた主な支援施策

施設整備やまちづくりの取組に対する支援

市街地再開発事業（国土交通省）

都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う事業に対して補助する。

対 象 者	個人、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社
対 象 事 業	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等
補 助 率	補助対象事業費の国 1/3 以内、県 1/6 以内、市 1/6 以内

【問い合わせ先】香川県土木部都市計画課（市街地・区画整理グループ） TEL 087-832-3559

先導型再開発緊急促進事業（国土交通省）

先導的な質の高い施設建築物等の整備に対して、国が直接補助を行う。

対 象 者	市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の施行者等
対 象 事 業	必須要件：バリアフリー化 選択要件： 1．地球環境貢献 2．広域防災拠点整備 3．都市緑化推進 4．子育て支援対応
補 助 率	補助対象事業の建設工事費（他の補助金が交付される部分を除く）に対して 上記のうち 2つの事業に該当する場合 3/100 以内 3つの事業に該当する場合 5/100 以内 4つの事業に該当する場合 7/100 以内

【問い合わせ先】香川県土木部都市計画課（市街地・区画整理グループ） TEL 087-832-3559

暮らし・にぎわい再生事業（国土交通省）

中心市街地の再生を図るため、国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた意欲のある地区について、総合的に支援する。

対 象 者	地方公共団体等
対 象 事 業	都市機能まちなか立地支援・空きビル再生支援・計画コーディネート支援・賑わい空間施設整備
補 助 率	国 1/3 以内（一定の要件を満たす場合、1/15 加算）

【問い合わせ先】香川県土木部都市計画課（市街地・区画整理グループ） TEL 087-832-3559

まちづくり交付金（国土交通省）

市町が作成する「都市再生整備計画」に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付する。

対 象 者	市町
対 象 事 業	ハード事業（道路、公園、住宅等）からソフト事業（まちづくり活動支援等）まで、幅広い事業が対象
交 付 率	国 交付対象事業費の概ね 4/10（一定の算出方法に基づき算出）

【問い合わせ先】香川県土木部都市計画課（市街地・区画整理グループ） TEL 087-832-3559

#### 街なか居住等に対する支援

優良建築物等整備事業（国土交通省）

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資する土地利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備に対して補助を行う。

対 象 者	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
対 象 事 業	調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、耐震整備費（耐震型のみ）
交 付 率	補助対象事業費の国 1/3 以内、県 1/6 以内、市 1/6 以内

【問い合わせ先】香川県土木部都市計画課（市街地・区画整理グループ） TEL 087-832-3559

街なか居住再生ファンド（国土交通省）

中心市街地等で行われる民間の多様な住宅等の整備事業を対象とし、それらの事業を主な目的として設立される会社に対し出資を行うことにより支援する。

【問い合わせ先】（社）全国市街地再開発協会プロジェクト業務部 TEL 03-3591-4491

### 商業施設等の整備やにぎわいづくりに対する支援

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業（経済産業省、中小企業庁）

認定基本計画において定められる中心市街地の区域において実施される施設整備事業又は活性化支援事業等に対して補助する。

対 象 者	民間事業者、第3セクター、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合など
対 象 事 業	教養文化施設、商業等業務円滑化施設、商業インキュベーター施設、テナントミックスに資する店舗等の整備に要する経費 ソフト事業の実施に要する経費
補 助 率	国 2/3～1/2

【問い合わせ先】四国経済産業局 産業部 商業振興室 TEL 087-811-8524

少子高齢化等対応中小商業活性化事業（中小企業庁）

認定基本計画に基づく中心市街地以外の区域において実施される商業活性化の取組に対して補助する。

対 象 者	商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合など
対 象 事 業	保育サービス施設、児童遊戯施設、バリアフリー型カラー舗装、高齢者交流施設(コミュニティ施設等)、防犯カメラ、共同リサイクルシステム、省エネ型アーケード、インキュベーション施設等の整備に要する経費 少子化、高齢化等に対応したソフト事業の実施に要する経費
補 助 率	国 1/2

【問い合わせ先】四国経済産業局 産業部 商業振興室 TEL 087-811-8524

中心市街地活性化協議会支援センター（(独)中小企業基盤整備機構）

中小企業基盤整備機構を中心に、関係機関の協力により、中心市街地活性化協議会や同協議会を組織しようとする機関に対して電話相談や関連資料の提供などを実施する。

【問い合わせ先】中心市街地活性化協議会支援センター TEL 03-5470-1623

中心市街地商業活性化診断・サポート事業（(独)中小企業基盤整備機構）

専門的ノウハウを活かした診断・アドバイスを通じて、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り込まれる、商店街・商業者による商業活性化事業を支援する。

【問い合わせ先】中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 まちづくり推進課 TEL 03-5470-1632

商店街等活性化促進事業補助金（香川県）

市町又は商店街団体が行う商店街等活性化促進事業に対して補助する。

対 象 者	商店街振興組合、商店街を形成している事業協同組合、商工会、商工会議所、商店街を形成している任意団体 など
対 象 事 業	1 計画策定支援事業(地域商業振興計画の策定) 2 街並整備・保存事業(街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場など) 3 賑わい創造事業(販売促進事業、共同宣伝事業など) 4 情報化対応型事業(カードシステム、POSシステム) 5 空き店舗活用型事業(コミュニティ施設、テナント誘致) 6 人材育成事業(若手商業者等を中心としたグループ活動支援)
補 助 率	県 1/3 以内かつ市町と同額以下
限 度 額	県 50 万円～500 万円

【問い合わせ先】香川県商工労働部経営支援課（商業・金融グループ） TEL 087-832-3345

魅力ある商店街づくり助成事業（(財)地域活性化センター）

商店街のイメージアップまたは中心市街地の再活性化を目的としたモデル的な商店街の振興整備事業に対する助成を行う。

対 象 者	市町、一部事務組合のうち、商店街等振興整備対策推進要綱（平成 3 年 6 月 3 日自治振第 74 号各都道府県知事あて自治事務次官通知）に基づく商店街等振興整備推進計画または中心市街地活性化法（平成 10 年法律第 92 号）に基づく基本計画を定めるもの。
対 象 事 業	次に掲げる要件を満たす事業 ・自治宝くじの普及宣伝の効果を発揮できるものであること。 ・市町がモデル的な商店街振興整備事業の一環として計画的に実施する商店街のイメージアップに資する施設、設備等の整備に関するものであること。 ・他に国の補助金等を受けない単独事業であること。 ・助成金の交付決定があった年度に確実に事業を完了するものであること。 (例) ・空き店舗活用型事業(コミュニティ施設、テナント誘致) ・ポケットパークの整備、催事場、ミニステージ、休憩場所等の設置 ・モニュメントやストリートファニチャー等の設置、街路灯の設置やカラータイル舗装などを一体的に行う歩道の整備、アーケードの整備、植栽やウォールペインティング等の事業で、特色のあるもの ・階段のスロープ化、障害者用避難誘導システムの設置、授乳コーナー・ベビールームの設置等
対 象 経 費	事業の実施に直接必要と認められる工事請負費、設計委託費等。(施設等やイベント等の運営費、事務費等の消費的経費は助成の対象としない)
補 助 率	助成の対象となる経費の 100% 以内
限 度 額	2,000 万円以内

【問い合わせ先】香川県観光交流局にぎわい創出課（にぎわいづくりグループ） TEL 087-832-3123

中心市街地商業活性化推進事業（(財)かがわ産業支援財団）

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地活性化協議会の構成員である商工会議所などが行うソフト事業に対して、助成金を交付する。また、今後中心市街地活性化協議会を立ち上げるに当たり、商業関係者、地域住民等の合意を形成しようとする事業も助成対象となる。

対 象 者	中心市街地活性化協議会の構成員である（又は構成員となりうる）商工会、商工会議所、特定会社等
対 象 事 業	1 コンセンサス形成事業(地域住民、商業関係者等の合意づくりのための委員会、説明会など) 2 テナント・ミックス管理事業(商業集積に必要な業種・業態のテナントが空き店舗に入居する際の家賃補助) 3 広域ソフト事業(広域スタンプ事業、広域商品券発行事業など) 4 事業設計・調査・システム開発事業(複合カードシステム、共同駐車場の運営・管理システムなどの開発)
補 助 率	9 / 10 以内
限 度 額	1,000 万円

【問い合わせ先】(財)かがわ産業支援財団 企業振興部 取引振興課 TEL 087-868-9904  
香川県商工労働部経営支援課（商業・金融グループ） TEL 087-832-3345

個店経営、商店街運営に対する支援

中心市街地商業活性化アドバイザー等派遣事業（(独)中小企業基盤整備機構）

(1) 中心市街地商業活性化アドバイザー（商店街）・商業活性化アドバイザー派遣事業

中小企業基盤整備機構に登録された商店街活性化に関する各分野の専門家が実務的なアドバイスを行う。アドバイザー派遣に係る謝金、旅費などは原則として中小企業基盤整備機構が負担するが、中心市街地商業活性化アドバイザー（商店街）においては8人日、商業活性化アドバイザーにおいては7人日を超える派遣につき、謝金の一部（1日あたり12,700円）が利用者負担となる。

(2) 商店街事務局強化アドバイザー派遣事業

認定基本計画に定める中心市街地以外の区域に所在する商店街の事務局に対して、実務知識、ノウハウを持つアドバイザーを派遣する。アドバイザー派遣に係る謝金、旅費などは原則として中小企業基盤整備機構が負担するが、7人日を超える派遣については、謝金の一部（1日あたり9,700円）が利用者負担となる。

### (3) 中心市街地商業活性化アドバイザー（協議会）派遣事業

中心市街地活性化の円滑な推進のための指導・助言を行う。中小企業基盤整備機構に登録された中心市街地活性化に関する各分野の専門家を派遣し、中心市街地活性化協議会（事務局）の組織体制の整備、商業機能の整備、ソフト事業の実施などに係るアドバイスが受けられる。アドバイザーの派遣に係る謝金、旅費などは原則として中小企業基盤整備機構が負担するが、10人日を超える派遣については、謝金の一部（1日あたり16,700円）が利用者負担となる。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 コンサルティング課 TEL 03-5470-1533

#### 新事業サポートセンター（(財)かがわ産業支援財団）

中小小売商業者の方々を対象に、経営上の問題や販売、顧客管理、店舗運営、社員教育などに関する様々な問題について、各分野の専門家が窓口相談に応じ、アドバイスや情報の提供を行う。

【問い合わせ先】 (財)かがわ産業支援財団 企業振興部 新事業サポートセンター TEL 087-840-0391

### 新規事業への進出、コミュニティビジネス等に対する支援

#### 新事業サポートセンター（(財)かがわ産業支援財団）

新規創業や新分野への進出、経営革新等の課題を総合的にサポートするため、専門のコーディネーターが様々な分野の相談を行うほか、中小企業支援のための各種事業を実施している。

また、地域の課題解決または地域資源の活用を通じて、地域社会への貢献を主要な目的とするコミュニティ・ビジネスについて、総合的なサポートを行っており、コミュニティ・ビジネスの創業にあたっての事業計画から、創業後の経営の問題まで専門コーディネーターに相談を受けることができる。

#### 〔窓口相談〕

新事業サポートセンターでは、総合相談窓口（ワンストップサービス）として、業種を問わず、経験豊富な各分野の専門のコーディネーターが新規創業、技術開発、市場の評価、販路開拓、他の企業との提携、産学官の連携、経営革新などについて総合的にサポートする。

#### 〔専門家の派遣〕

創業や経営の向上を目指す中小企業者が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化など）について、大学教授、中小企業診断士、税理士など専門家を派遣し、問題が早期に解決するよう支援する。

#### 〔情報の提供〕

国、県などの支援制度や経営などに関する各種の情報をワンストップで提供している。

【問い合わせ先】 (財)かがわ産業支援財団 企業振興部 新事業サポートセンター TEL 087-840-0391



創業ベンチャースタートアップ支援事業（(財)かがわ産業支援財団）

新規創業者や創業後間もない企業が、製品やサービスに新規性・独創性のある事業、または、コミュニティ・ビジネスなど地域に密着した事業を開始する場合に、事業化に必要な経費に対して補助金を交付する。

補助対象者	中小企業者として、県内に事業拠点を設置し、事業開始する方および事業を開始してから5年以内の方
補助対象分野	次のいずれかに該当する事業による創業又は事業化のための準備活動であって、実現性や成長性が高いもの 1 製品やサービスに新規性や独創性が認められる先駆的な事業 2 コミュニティ・ビジネスなどの地域に潜在する資源やニーズを掘り起こし、ビジネス化する地域に密着した事業で先駆的なもの
補助対象経費	研究開発費、産業財産権取得費、コンサルタント費、販路開拓費
補助率	補助対象経費の1/2以内
限度額	50万円以上300万円以下
その他	香川県産業技術センターの機器使用料が当該年度に限り、免除される。（採択された事業内容に関する機器に限る。）

【問い合わせ先】(財)かがわ産業支援財団 企業振興部 新事業サポートセンター TEL 087-840-0391

公共交通機関の利便性向上に対する支援

パーク・アンド・ライドモデル事業補助金（香川県）

パーク・アンド・ライドの普及を図る上で先導的な役割を果たすことができる施設の整備等に対して補助する。

対象者	市町
補助要件	1 施設の利用促進を図る上で、公共交通事業者の協力が得られること。 2 事業実施の効果や各利用促進策の適否について検証が行われること。
対象経費	1 駐車場整備費 2 困障、照明施設その他の駐車場の整備に必要な施設、設備の整備費 3 設計委託費
補助率	県 1/2以内

【問い合わせ先】香川県企画部交通政策課（公共交通グループ） TEL 087-832-3132

## <ガイドラインに関する問合せ先>

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

TEL 087-832-3345 (ダイヤルイン)

FAX 087-806-0211